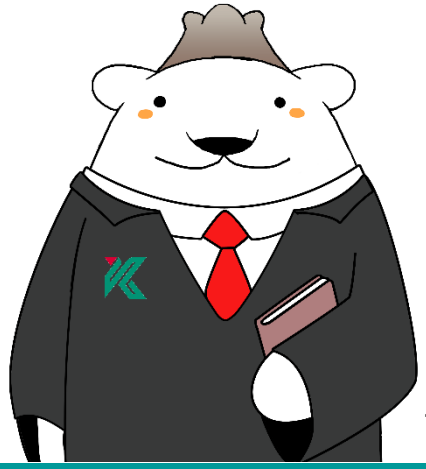
資料１

法曹養成制度改革連絡協議会
2026/10/13　AM10:00～

生成AI利活用とデジタル化の進展の中での
法律家の在り方
～法的知・実践の生成エコシステムの視点から～

鹿児島大学司法政策教育研究センター
センター長/教授
米田　憲市



©米田憲市＠鹿児島大学司法政策教育研究センター

自己紹介

- 研究活動：日本法社会学会・臨床法学教育学会など
- 研究対象：司法政策、企業法務、司法過疎、法曹養成、専門職論、法の世界のデジタル化、法的コミュニケーションなど
- 「生成AI」に連なるこれまでの取組み
  - デジタル技術（ITC）を用いた授業実践「法情報論」（2000年から）
  - 司法政策教育研究センターにおける各種データベースの発信 https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/
    - 全国条例データベース powered by eLen
    - 明治期官僚・官職データアーカイブ
    - 司法制度改革Web資料データアーカイブ
  - 臨時デジタル行政調査会作業部会「法制事務のデジタル化検討チーム」メンバー
  - 連続セミナー「法の世界のデジタル化を考える　法情報実務セミナー」の開催
  - 臨床法学教育学会2026年度年次大会　第一部会「生成AIと臨床法学教育」コーディネータ

研究業績

- 米田憲市「「人的基盤」としての法曹人口 」須網編『平成司法改革の研究：理論なき改革はいかに挫折したのか』岩波書店（2022）所収
- 米田憲市「「理論」も「実務」も置き忘れた法曹養成」須網編『平成司法改革の研究：理論なき改革はいかに挫折したのか』岩波書店（2022）所収
- 米田憲市「法実践におけるコミュニケーション研究と教育実践の到達点」樫田・米田ほか著『法実践(リーガル・コミュニケーション)の解剖学：ビデオ・エスノグラフィーから臨床法学へ』晃洋書房（2023）所収
- 米田憲市「法曹養成を含む法学教育の新段階：リーガルリサーチ教育と臨床法学教育の充実を目指して(法科大学院の20年：法曹養成と法学部教育)」IDE：現代の高等教育665号（2024）所収
- 米田憲市「法制事務のデジタル化の到達点と展望 (特集 官報電子化法・法制事務のデジタル化)」ジュリスト1598号（2024）
- 米田憲市, 経営法友会「第13次法務部門実態調査」検討委員会「「第13次法務部門実態調査」中間報告」NBL1306号（2026）
- 米田憲市「企業法務の「いま」とダイナミズム：「第13次 法務部門実態調査」の実施によせて」NBL1292号（2025）
- 米田憲市「日本における法学教育とICTの導入」大澤・西村・飯・平山編『民主的司法の展望 = Prospects for Democratic Justice：統治主体としての国民への期待：四宮啓先生古稀記念論文集』日本評論社（2022）
- 米田憲市「島しょ部における司法過疎の現状と課題：法サービス全体の「質」の充実をめざして (特集 島に生きる司法書士)」月報司法書士538号（2016）
- 米田憲市「「全国条例データベースpowered by eLen」の取組み」専門図書館293号（2019）

©米田憲市＠鹿児島大学司法政策教育研究センター

はじめに
利用者が直面する「法情報システム」と実践の構造転換

- 止まらない次元
  - 「法律相談がチャットボットで手軽になった」「契約書レビューが数秒で終わるようになった」といった個別の受給関係やコスト削減の次元
  - 法専門職の仕事が生成AIによってなくなるかどうか
  - 生成AIは「ファルシネーション」を起こすから注意が必要といったレベル
- 目撃している事態：地殻変動
  - 法的知識や実践が生成され、「（法）文」の形の情報として、あるいは物語としての事実や出来事として流通し、社会規範として解釈され、利用・動員されて、絶えずイマココの現実を生み出す構造（＝法的知／実践の生成エコシステム）そのものの地殻変動
- 司法制度と実践
  - 司法制度：紛争を事後的に処理するだけの静的な機構ではなく、社会に予測可能性を与え、人々の新たな挑戦や協働を支えるインフラ
  - 条文や判決文という文字そのものではなく、現実の紛争や取引の場に投じられ、解釈され、人々に適用され、実現されたり、されなかったりする「生きた法の実践」
- 本日の論点：これからの法曹に真に求められる素養
  - 「批判的リーガルリサーチという実践知」
  - 「臨床法学教育（クリニカル・エデュケーション）の実践」

生成AIの発展と既存メディアからの転換

- 現代の生成AIの状況
  - 「過去の学習データの平均値を返すに過ぎず、最新の動きには追いつけない」という見方は過去のもの
  - 検索エンジン、ウェブクローリング、RAG（検索拡張生成）との結びつき
  - 最新の下級審裁判例、パブリックコメント、行政庁のガイドライン、実務家の解説記事を瞬時に拾い上げ、出店付で提示
  - 個別の企業や自治体などの組織の内部データの取り込み
- 利用者の側から見た状況
  - かつてなく迅速にかつ（その場限りかもしれませんが）適切な「最新の法情報」へアクセスできる環境
  - 一見すると極めて平易かつ即時的に直面する問題に即した「法的な」解釈と適用可能性にアクセスできる環境
  - 地方の人々の一部など、日頃法に触れることが少なかった人々に極めて大きな変化をもたらす可能性

流通する法情報の調整過程

- **近代司法の安定性を担保してきたもの**
  - 法律出版社・判例データベンダーによる「規範のキュレーター」「制度的門番（ゲートキーパー）」の役割
  - 何が正統な法源か、どの解釈が意義ある学説の対立を生み出しコンセンサスを得ているかのスクリーニング
- **生成AIの登場による情報流通の変容**
  - 膨大な一次・二次情報を不可視の統計的重み付けの中に呑み込む
  - 中間的な文脈や出典の系譜を脱落させたまま、もっともらしい「結論」へと蒸留して出力
  - 「出典（ソース）情報の希薄化」と「規範の文脈剥奪」
- **問われる点と法律家の役割**
  - データセットの偏り（バイアス）や、時代遅れの法解釈の混入への懸念
  - 法律家が築いてきた「検証可能性」「精緻なタグ付け」「文脈の担保」を生み出す実践がAIモデルの健全性を左右する生命線
  - 出力された情報の「出処」を厳格に評価し、背後にある法源の正統性を見極めて現実に適用する「評価者としての法律家の実践」

「AIを鍛える」実践
受動的な消費ではなく、すでに巻き込まれている

- **受動的な姿勢からの脱却**
  - 出力結果をそのまま受け入れ、依頼者に横流しする受動的な姿勢は、法を実践しているのではなく単にテキストを右から左へ受け渡す作業に過ぎない
  - ネット空間やデータベースに存在するデジタル化された法言説の質が、そのまま生成AIの出す回答の質を左右する
  - 実務家や研究者が現場での実践知をデジタルで言語化しなければ、粗雑な回答を再生産し続ける
- **法律家は、すでに生成AIを公共的な司法インフラとして「鍛え上げる実践」の中に**
  - プロンプトの工夫といった表層的な技術にとどまらない
  - データベンダーや技術者と対話し、AIの推論過程（リーズニング）を検証すること
  - 何が事案の特殊性に起因する事実評価であり、何が普遍化可能な法理なのかを明確に示すこと
  - 言語モデルやシステムの精度と信頼性を向上させるフィードバックループの構築
  - 外側から眺めて批評・論評するのではなく、「生成AIが出力するものをより良くするための活動」への参加

法的知/実践による法/社会生成者としての法律家

- **「最新情報」の限界**
  - どれほど新しくとも、「既に誰かが言葉にし、過去に起きてしまったこと」の記録に過ぎない
- **前例のない摩擦と現実の課題**
  - データ経済の進展、人工知能、バイオテクノロジーなどの先端技術の社会実装、気候変動による災害
  - これまでの法秩序を自己の利益のために無視する国家指導者の出現
  - 既存の条文や確立した判例法理の射程を軽々と超える課題
- **利用者の究極の期待**
  - 「現在の法律に照らせばできません」「現在の法律に照らせばできます」という過去準拠の回答ではなく、イマココの問題に深く直接的に結びつけられた導き
  - 過去データから未来を予測するだけの生成AIが原理的に持ち得ない領域
- **求められる資質：アーキテクト**
  - 既存の紛争を過去の物差しで測るイマココから離れた再生産者ではない
  - 過去の判例が前提としていた社会的条件と現在の状況との「ズレ」を論理化する
  - 裁判官、立法者、相手方を説得し、現場に適用されるルールを打ち立てる
  - 適切な状況を生み出す法的デザインを構想し、実現する「アーキテクト」としての資質

求められる二大技能
（1）批判的リーガルリサーチの実践

- **単なる検索作業を超えた批判的なリーガルリサーチの実践**
- **方向1：原典遡及の実践**
  - 生成AIが提示した最新情報の背後にある「判決原本」「立法資料」「審議会議事録」といった一次資料にまで遡る
  - 既存の法がいかなる事実関係の葛藤から生まれたのかまで解体し、理解し、伝える
- **方向2：学際的探究の実践**
  - 法の来歴の枠内に閉じこもらない
  - 生成AIのような諸技術の特質、経済的実態、社会学的背景といったものごとを明らかにする隣接諸科学の知見を統合する
  - 「なぜこれまでの解釈が現代社会に適合しないのか」を論証する
- **基盤となる能力**
  - 氾濫する情報の中から、社会を動かす法の在り方とその拠って立つべき場所を見つけ出し、提示し、説得し、実現する、Criticalな意味での批判的なリサーチ能力

求められる二大技能
（2）「臨床法学教育（Clinical Legal Education）の実践」

- **教育モデルの相対的価値の低下**
  - 教科書を読み、あらかじめ与えられた事例問題を解く教育モデル
  - 既存の知識で整序された情報に基づく論点整理は、最新の生成AIが極めて得意とする領域
- **臨床法学教育が教えるもの**
  - 「ネット上のどこにも言語化されていない、イマココにある、生の現実の摩擦に身を投じる実践」
- **臨床の実践における具体的な活動**
  - 依頼者が語る混沌とした感情や矛盾に満ちた事実関係の渦中に身を置き、法的課題を掘り起こし、整序して法を適用できるように評価する実践
  - 制度の狭間で声を上げられずにいる人々の痛みに直接向き合い、「法はどうあるべきか」を現場で苦悩し、救済の論理を紡ぎ出す実践
  - 多様なステークホルダーとの泥臭い対話と交渉を通じて、合意を形成し、実効的なルールを形にしていく実践
- **意義**
  - データからは決して立ち現れてこない領域
  - 法が「書かれた文字」から「社会を動かす生きた力」として機能する
  - 情報の受動的な消費者から、未来を創る実践者・新たな情報の生産者へ

©米田憲市＠鹿児島大学司法政策教育研究センター

おわりに

- **司法サービスにおける生成AI・デジタルの可能性**
  - 法についての情報の敷居を下げ、より広く社会の隅々にまで法の実践を可能にする大きな可能性
  - 法的文書の自動生成によって、より多くの人が筋のよい文面で主張ができるようになる可能性
- **法律家に求められる姿勢と投資**
  - 豊かな社会を作り続けることに貢献できるかは、介在する法律家の力量と姿勢にかかっている
  - 批判的リーガルリサーチと臨床法学教育の経験を積み重ね、スキルやナレッジを共有することが信頼の確保と期待に応えることに繋がる
  - 教育プログラムとしての改善と、そこに投資をすることがよい法律家を確保することに繋がる

ご清聴ありがとうございました

<(_ _)>